

設置の趣旨等を記載した書類

【 目 次 】

(1) 設置の趣旨及び必要性	2
(2) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	6
(3) 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
(4) 教育課程の編成の考え方及び特色	6
(5) 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	9
(6) 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	13
(7) 基礎となる学部との関係	13
(8) 取得可能な資格	14
(9) 入学者選抜の概要	14
(10) 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	17
(11) 研究の実施についての考え方、体制、取組	18
(12) 施設・設備等の整備計画	19
(13) 管理運営	22
(14) 自己点検・評価	23
(15) 認証評価	25
(16) 情報の公表	25
(17) 教育内容等の改善のための組織的な研修等	25

（１）設置の趣旨及び必要性

ア 研究科の目的

国際社会科学部研究科（以下「本研究科」という。）では、現代の経済社会において求められる人材、すなわち専門知識、データ分析能力、課題設定と解決力、論理的思考力、創造力を備え、国際的な視野を持って様々な社会の変化に主体的且つ柔軟に対応できる専門家及びリーダーシップ層の養成を目的とする。

イ 設置の背景

学習院大学（以下「本学」という。）は明治10年に起源をもつ学習院を母体に昭和24年に新制大学として開学し、その後昭和39年には法・経済・文・理の4学部となり、平成28年には本学の更なる国際性を推し進めるべく、本研究科の基礎となる国際社会科学部を設立した。国際社会科学部では、広い視野から国際的な発想ができることを活かして、国際的なビジネスで活躍できる人材を育成することを基本の目的として、社会科学（経済学、経営学、社会学、地域研究、法学）の基礎知識を修得し英語で同知識を運用できる能力の涵養を掲げ、各界に卒業生を輩出してきた。近年は、情報通信革命の更なる進展により、大量のデータが利用可能となり、また、コンピューターの能力も飛躍的に向上したことで、環境問題から貧困問題、企業の経営などあらゆる分野において数値で解を導き出すことが当然になっている。多くの社会事象がいわゆる「文系」が取扱う事柄であるが、今や文系でも数理分析化が潮流となっている。例えば、最適な環境税を計測するには微分の知識などが必要であり、因果関係の特定には統計分析や計量経済分析が不可欠である。また、ある事象がどのように変わっていくのかを動態分析するには、固有値・固有ベクトルなどの知識が必要である。社会科学は、1960年代以降に経済学が数理分析を推し進め、その後、社会学、政治学、経営学においても数理分析が潮流となっている。それにより、様々な問題に具体的に解を提示することが可能となり、近年益々、社会科学の有用性が高まっている。

ウ 設置の趣旨及び必要性

国際社会科学部の学部教育では、社会事象の分析に直接的に役立つ社会科学の基礎知識を涵養してきたが、数理分析にて解を導き出す能力を身に付けるには、学部教育に加えて大学院教育が不可欠である。近年の複雑且つ喫緊の社会課題の解決にはより深い専門知識、すなわち経済学、経営学、社会学、地域研究、法学などの学術的な深い専門知識が必要である。また、同学術における理論などの専門知識に加えて、特にデータ分析能力が求められている。現代社会においては、膨大なデータが蓄積されており且つコンピューターや人工知能の進化により、様々な社会課題に対し、数値で具体的に解を導き出すことが可能になってきた。それ故、Evidence-based（証拠に基づいた）公共政策やビジネスプランなどが主流となりつつあり、今や、公共政策やビジネスのみならずスポーツの世界でもデータに基づいた分析・戦略策定が不

可欠になりつつある。すなわち、膨大なデータを理論的な枠組みにて分析する能力が求められている。ある事象の根底にあるメカニズムを膨大なデータから解明するには、理論的な枠組みが必要である。理論的な枠組みがなければ、データに語らせることはできない。例えば、サプライチェーンが地政学的リスクにどのように晒されているのかを分析したい時、どのようなデータが存在し（例えば、税関貿易データや産業連関表）、どのデータを使ってどのようにサプライチェーンを計測し、また地政学的リスクをどのように指標化するかについて学術的知識がなければ、膨大なデータを前にして何もできない。よって、社会科学の理論が必要であり、その理論を基にデータに語らせるデータ処理能力や統計分析能力が不可欠である。これらの科学的な知識と技術を有し、更には世界中の専門家と協働できる英語運用能力を有した職業人が求められている。

文理融合などの学際的な研究が様々な課題解決に必要であることは社会の一致した見解であるが、注意しなければならないのは、様々な学問の浅い知識を融合しても解決策を見いだせないか、誤った解を生み出してしまうということである。それぞれの学問の深い知識を有機的に結びつけることが課題解決のために必要不可欠である。そのためには学部教育のみでは不足しており、大学院での高度な知識と技術が必要である。我が国は、他の先進国に比して大学院修了者の割合が極端に少ないことは、我が国の長期的な発展にとって憂慮すべき事態である。社会が益々高度で複雑になりつつあり、且つ日本社会においてもジェネラリストとして同一の組織で働き続けるのではなく専門を持つプロフェッショナルとして時には転職をし、職業人としての価値を高める時代に入っている現在、大学院教育を拡充し深化させることは極めて重要と考える。

以上のような社会からの要請を踏まえ、これらの能力を修得する学びの場を提供するのが本研究科設置の趣旨である。なお、国際社会科学部においては、大学院進学希望者が一定数存在するものの、学内に希望する進学先がないため、他大学の大学院に進学しているというのが現状である。他方で、国際社会科学部を基礎とする研究科が設置された場合には内部進学したいという学生側からの要望も強く存在している。本学としてこのような要望に応えることは、現実に存在する大学院教育のニーズを満たすためにも必要なことである。また、本研究科を設置し、卒業後の進路の選択肢を広げることは、学部生や潜在的な志願者にとって国際社会科学部自体の魅力を高める相乗効果も期待できる。

エ 養成する人材像と3つのポリシーの関連図

本研究科では、グローバル社会が直面する諸課題をデータに基づいた定量的アプローチにより分析し、それらの課題に対する現実的な解決策を提示できる高度な専門知識と課題解決能力を有する人材を養成する。この目的を達成するために、3つのポリシーを以下のとおり定める。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科では、履修規定に即して必要単位を修得し、必要な修業年限を満たした上で、下記の能力を備えていると判断した場合に、「修士（社会科学）」の学位を授与する。

（知識・技能）

1. 社会科学の諸分野（経済学・経営学・社会学・地域研究・法学）のうち自分の主とする専門分野について高度な専門知識を応用して、グローバル社会が直面している課題を明らかにできる。
2. 社会科学の他の分野における課題を理解している。
3. 社会科学の総合的な視野に立った課題の発見・解決に必要なデータ・資料を収集することができる。
4. データ・資料を適切な方法を用いて理解・分析できる。

（思考・判断・表現）

5. 社会科学の課題を自分の主とする専門分野の見地から批判的に検討できる。
6. データ・資料によって発見・考察した課題の内容を他者に対してわかりやすく明確に伝えることができる。

（関心・意欲・態度）

7. グローバル社会の多様な課題に関心を持っている。
8. グローバル社会の多様な課題の解決に向けた積極的な提言ができる。
9. グローバル社会の課題と解決策を日本語以外の話者にも積極的に発信できる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得させるために、以下のような内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成する。

（教育内容）

1. グローバル社会における課題の発見・分析能力を修得するために「グローバル市民社会科目群」を設ける。同科目群は、社会科学の諸分野における理論を扱う科目群であり、関連する科目の「特殊研究」を配置する。（知識・技能／思考・判断・表現／関心・意欲・態度）
2. データの収集・分析能力を修得するために「データ分析科目群」を設ける。同科目群は、「グローバル市民社会科目群」で修得した理論をデータで検証する能力を養う科目群であり、データ処理に関する講義科目及び関連する科目の「実証分析演習」を配置する。（知識・技能）
3. 英語による研究成果の発信能力を向上させるために「アカデミック・スキルズ科目群」を

設ける。同科目群に属する科目は、原則として、英語で開講する。(思考・判断・表現／関心・意欲・態度)

4. 修士論文又は特定課題研究の作成を自律的に進めるために必要となる研究能力を修得するために、「研究指導」を必修科目として配置する。(知識・技能／思考・判断・表現／関心・意欲・態度)

(教育方法)

1. 講義科目では、幅広い知識を修得させることを目的として、講義形式を採用する。
2. 演習科目では、学生自身のプレゼンテーション及び論文作成能力を向上させるため、アクティブ・ラーニングを取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、きめ細かな研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

(教育評価)

1. 知識・技能の修得に関しては、修士論文又は特定課題研究による研究成果の審査を通じて評価する。なお、その審査にあたっては、別に定める審査基準に基づいて、総合的に判断する。
2. 講義科目において、具体的な課題に関する報告及び討論を行うなかで、論理的かつ科学的な説明を行う能力、十分に根拠づけられた説得的な議論を構築する能力及び他者との議論の中で妥当な結論を導く能力を測る。
3. 演習科目において、自らの知識と思考を用いて具体的な課題を検討し、解決しようとする姿勢と能力を測る。そして、修士論文又は特定課題研究の審査を通じて、より専門的な学問的能力についての評価を行う。

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本研究科では、次に掲げる知識・能力や目的意識・意欲を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れる。

(知識・技能)

1. 社会科学に関する十分な基礎学力を有している。
2. 社会科学に関する基本的な研究手法を理解している。
3. 社会科学に関する外国語文献を読むための基礎的な語学力を備えている。

(思考・判断・表現)

4. 与えられた情報から課題を理解して解答することができる。
5. 研究課題の重要性とその研究計画について明確に説明することができる。

(関心・意欲・態度)

6. グローバル社会が直面している課題について深い関心を持っている。
7. 課題を理解・解決するために必要な能力の修得に強い意欲を持っている。

以上の養成する人材像と3つのポリシーは、【資料1：3つのポリシー相関図】に示すとおり、それぞれが結びついている。

(2) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、修士課程までを構想しており博士課程の設置は現時点では構想していない。本研究科では、卒業後の進路として公的機関や産業界において国際社会と関わるプロフェッショナル職を想定している。例えば、国際機関や日本政府・地方自治体の国際関係部署、更にはコンサルティング会社や商社、銀行、メーカーなどである。これらの機関においても、特に本研究科の特徴である専門知識、データ分析能力及び英語によるコミュニケーション能力が求められているが、本研究科修士課程にて同能力の修得が可能である。なお、修士課程修了後に更なる専門知識の修得を望む学生には海外の有力大学院への博士課程進学を勧め、本研究科においてこれを支援する。本研究科は、海外（特に欧米の有力大学院）にて学位を取得し国際的な学术界で活躍する教員が多く在籍しているため、海外有力大学院に卒業生を送り出すことも可能である。

(3) 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、基礎となる学部である国際社会科学部国際社会科学科のカリキュラムを発展させたものになることから、その名称を「国際社会科学研究科国際社会科学専攻」とする。また英文名称についても同様に考え、学部が「Faculty of International Social Sciences, Department of International Social Sciences」であることから、研究科については

「Graduate School of International Social Sciences, Graduate Course in International Social Sciences」とする。そして学位の名称についても同様に考え、学部が「学士（社会科学）／Bachelor of Social Sciences」であることから、研究科については「修士（社会科学）／Master of Social Sciences」とする。

(4) 教育課程の編成の考え方及び特色

ア 教育課程の編成の考え方

本研究科では、現代の経済社会において求められる人材、すなわち、専門知識、データ分析能力、課題設定と解決力、論理的思考力、創造力を備え、国際的な視野を持って様々な社会の変化に主体的且つ柔軟に対応できる専門家及びリーダーシップ層を養成する。かかる人材に求められる知識・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度を明らかにしたものが、ディプロ

マ・ポリシーに示す各項目である。この教育目的及びディプロマ・ポリシーを達成するために、本研究科の教育課程には、次の4つの科目群を設ける。

「グローバル市民社会科目群」に含まれる科目では、現代社会の課題解決に必要な学術的専門知識・理論を修得する。具体的には、経済学、経営学、社会学、地域研究、法学の専門知識であり、これらが教育研究の柱となる領域である。

「データ分析科目群」に含まれる科目では、膨大なデータを理論的な枠組みにて分析する能力を修得する。この能力は、本研究科が特に重視している分析能力である。現代社会においては、Evidence-based（証拠に基づいた）公共政策やビジネスプランなどが主流となりつつあり、今や、公共政策やビジネスのみならずスポーツの世界でもデータに基づいた分析・戦略策定が不可欠になりつつある。

「データ分析科目群」では、データ分析の汎用的なスキルと、社会科学の分野ごとのデータ分析の応用的なスキルについて、学生が実践的に学ぶことができる。例えば、経済学分野におけるミクロ実証分析においては、大量の統計データを処理する能力が必要である一方で、経営学分野においては、アンケート調査法などの知識が必要である。また、因果関係の特定化の手法などに関して利用する計量分析手法にも分野により差異がある。よって、本研究科においては、各分野におけるデータ分析方法を「データ分析科目群」にて修得する。

「研究指導科目群」に含まれる科目では、身に付けた専門知識とデータ分析能力を用いて研究テーマにつき分析を行う。

また、本研究科では、研究成果を英語で論文にまとめ、国際学会で報告し国際的な学術誌に投稿することをその教育方法の柱のひとつに据えることにより、国際的な舞台で活躍できる能力を養うが、「アカデミック・スキルズ科目群」に含まれる科目では、そのような学術活動を支援するための英語によるコミュニケーション能力の涵養を図る。

なお本学は、授業時間数の確保と海外留学やボランティア活動等の正課外活動期間の確保を両立させるため、各授業科目の授業は13週にわたる期間を単位とし、第1学期・第2学期の2学期制としている。また、授業科目の単位数及び授業時間については、学習院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に次のとおり定めている。

第8条第6項

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- 一 講義（外国語を除く。）及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 講義（外国語を除く。）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。

イ 教育課程の編成の特色

本研究科の教育課程は、「研究指導科目群」、「グローバル市民社会科目群」、「データ分析科目群」、「アカデミック・スキルズ科目群」の4つの科目群で構成される。これらが有機的に結びつくことによって、現代の経済社会において求められる人材、すなわち、専門知識、データ分析能力、課題設定と解決力、論理的思考力、創造力を備え、国際的な視野を持って様々な社会の変化に主体的且つ柔軟に対応できる専門家及びリーダーシップ層を養成する。

「グローバル市民社会科目群」は、グローバル社会における課題の発見・分析能力を修得するために設けられる科目群である（カリキュラム・ポリシーの教育内容1）。具体的には、次の科目（いずれも2単位）を設置する。

- ・ Special Studies in International Economic Policy
- ・ Special Studies in International Economics
- ・ Special Studies in Economic Development
- ・ Special Studies in International Marketing
- ・ 国際マクロ経済学特殊研究
- ・ Special Studies in International Accounting and Taxation
- ・ Special Studies in Asian Economics
- ・ 国際イノベーションマネジメント特殊研究
- ・ Special Studies in Health Economics
- ・ Special Studies in Agricultural and Rural Development
- ・ Special Studies in International Human Resource Management
- ・ 人口学特殊研究
- ・ 比較会社法特殊研究

「データ分析科目群」は、データの収集・分析能力を修得するために設けられる科目群である（カリキュラム・ポリシーの教育内容2）。同科目群は、「グローバル市民社会科目群」で修得した理論をデータで検証する能力を養う科目群であり、データ処理に関する講義科目（いずれも2単位）と「実証分析演習」（いずれも2単位）から成る。具体的には、次の科目を設置する。

（データ処理に関する講義科目）

- ・ 上級統計学
- ・ 上級質的データ分析法
- ・ 上級計量経済学
- ・ 上級計量社会学

（実証分析演習）

- ・ 国際経済政策論実証分析演習
- ・ International Trade Empirical Study Seminar
- ・ Economic Development Empirical Study Seminar

- ・ International Marketing Empirical Study Seminar
- ・ 国際マクロ経済学実証分析演習
- ・ Accounting Information Systems Seminar
- ・ Asian Economics Empirical Study Seminar
- ・ 国際イノベーションマネジメント実証分析演習
- ・ Health Economics Empirical Study Seminar
- ・ Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar
- ・ International Human Resource Management Empirical Study Seminar
- ・ 人口学実証分析演習
- ・ 比較会社法実証分析演習

「アカデミック・スキルズ科目群」は、英語による研究成果の発信能力を向上させるために設けられる科目群である（カリキュラム・ポリシーの教育内容3）。同科目群に属する科目は英語で開講する。具体的には、次の科目（いずれも1単位）を設置する。

- ・ Academic Reading for Graduate Students
- ・ Academic Presentation for Graduate Students
- ・ Data Visualisation and Analysis
- ・ Academic Writing for Graduate Students

「研究指導科目群」は、修士論文又は特定課題研究の作成を自律的に進めるために必要となる研究能力を修得するために設けられる科目群である（カリキュラム・ポリシーの教育内容4）。「研究指導」（2単位）を必修科目として設置する。

以上のように、本研究科は課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導体制を有している。

（5）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア 教育方法及び履修指導の基本的な考え方

教育方法は、講義及び演習による。講義科目は、学術的専門知識を修得させることを、演習科目は、学生自身が理論をデータで検証する能力を向上させることを目的としているが、本研究科は入学定員が6名と少ないため、講義と演習の別を問わず、少人数授業となる。学生は本研究科への出願時に、希望する指導教授を選択する。指導教授は、その指導する学生に研究計画書を作成させ、当該計画に準拠した授業科目の履修指導を行う。研究計画書は、学期ごとの学修成果を踏まえ、原則として各学期の開始までに毎回改訂させる。主として専攻する専門分野ごとの履修モデルは、【資料2：履修モデル】のとおりである。

イ 授業科目の配置についての考え方

授業科目の配置は、学生の履修計画に応じた柔軟な履修を可能とするため、原則として、1

年次でも2年次でも履修できるように配置する。

「グローバル市民社会科目群」は、社会科学の諸分野における理論を扱う科目群であり、「データ分析科目群」における「実証分析演習」の前提となる学術的専門知識の修得を目的とすることから、原則として前期に配置する（ただし、「実証分析演習」と並行して履修した方が効果的な科目も存在することから、後期に配置される科目もある）。

「データ分析科目群」のうち、データ処理に関する講義科目は、データ分析の汎用的なスキルを修得する科目であることから、原則として前期に配置し（ただし、「実証分析演習」と並行して履修した方が効果的な科目も存在することから、後期に配置される科目もある）、「実証分析演習」は、「グローバル市民社会科目群」で修得した理論を具体的なデータで検証する科目であることから、後期に配置する。

「アカデミック・スキルズ科目群」は、各学生の研究進捗状況に合わせて英語表現能力の向上を図ることが望ましいことから、原則として、前期及び後期にそれぞれ配置する。

「研究指導」は、修士論文又は特定課題研究を提出する2年次後期（早期修了制度適用者は1年次後期）に履修することになるが、大学院学則の規定に基づき、適切な授業時間が確保されており、授業科目外でも指導教授による研究指導が行われることから、2単位の設定は妥当と言える。なお、後期開講としているのは、修士論文又は特定課題研究の提出時期に集中的に指導するためであるが、指導教授は学生の入学から修了まで、一貫して研究をサポートする。

ウ 研究指導の方法

学生は本研究科への出願時に、希望する指導教授を選択する。入学後その指導教授は、当該学生に研究計画書を立案させ、その計画を基に研究指導を行う。研究計画書は、学期ごとの学修成果を踏まえ、原則として各学期の開始までに毎回改訂させる。

指導教授は、必修科目の「研究指導」内外で必要に応じて研究指導を行う。2年次の9月には、修士論文中間報告会の機会を設け、指導教授以外の教員からも研究指導を受けられるようにする。修士論文作成過程におけるこのような教員間の連携により、学位の質の維持・向上を図る。具体的な研究指導のスケジュールは、【資料3：研究指導スケジュール】のとおりである。なお、特定課題研究についても、上記に準じて指導を行う。

エ 修了要件

本研究科は、グローバル社会が直面する諸課題をデータに基づいた定量的アプローチにより分析し、それらの課題に対する現実的な解決策を提示できる高度な専門知識と課題解決能力を有する人材を養成することを教育研究上の目的としている。この目的を達成するため、先述の「グローバル市民社会科目群」にて学術的専門知識を獲得しつつ「データ分析科目群」にてデータ分析能力を養い、「アカデミック・スキルズ科目群」にて英語運用能力を向上させ、その集大成として「研究指導」にて修士論文又は特定課題研究を完成させる。

具体的な修了要件としては、本研究科に2年以上在学して、所定の授業科目の中から30単位以上を修得し、修士論文又は特定課題研究を提出して、最終試験に合格しなければならない。

履修方法の詳細は以下のとおりである。本研究科が扱う内容は、経済学、経営学、社会学、地域研究、法学と広範囲に及び、学生は自身の専門分野に応じて履修することから、「研究指導」を除いた全科目を選択科目（選択必修科目を含む）としている。また、本研究科は修了に必要な30単位に対して35科目を提供しており多様な選択肢があること、入学定員が6名と少なくきめ細やかな指導ができることから、「教育課程等の概要」で示した内容にて質が担保されるものと考えている。なお、修士課程1年次の前期終了時に、20単位以上修得見込みである者が「早期修了研究計画書」を提出し、審査会で報告後、計画されている研究が優れた業績になりうるということが研究科委員会です承された場合には、早期修了制度が適用される。

・履修方法

- ① 本研究科を修了するために必要な30単位のうち18単位以上は本研究科が開設する科目の履修によって修得しなければならない。
- ② 本研究科が開設する科目のうち、「グローバル市民社会科目群」の中から4単位以上、「データ分析科目群」の中から4単位以上、「研究指導科目群」の中から2単位以上をそれぞれ修得しなければならない。
- ③ 本学国際社会科学部が開設する講義科目及び本学の他研究科が開設する授業科目については、届出により研究科委員会が承認したものに限り、12単位までを修了に必要な30単位の中に算入することができる。その際、学部及び他研究科開設の講義科目は、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅰ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅱ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅲ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅳ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅴ」又は「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅵ」とみなし、①に記載の「本研究科が開設する科目の履修（18単位以上）」には含めない。なお、学部開設の授業科目の場合、担当教員から学部学生とは異なる成績評価方法・基準の提示を受ける必要がある。
- ④ 本研究科が教育上有益と認めたときには、学生が本研究科に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15単位を上限に本研究科の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- ⑤ 本研究科が教育上有益と認めたときには、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を上限に本研究科の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。なお、本研究科が開設する授業科目において修得した単位は、上記①に記載の「本研究科が開設する科目の履修（18単位以上）」に含まれるものとする。
- ⑥ 上記④及び⑤により算入することができる単位は、合計20単位を上限とする。

- ⑦ 本学国際社会科学部において、本研究科の授業科目であり、かつ、国際社会科学部と共通の授業科目として指定されているものを履修し、単位を修得している者については、その単位を除いても国際社会科学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合限り、本研究科入学後、研究科委員会の議を経て、20単位を限度として、当該授業科目の単位数を修了に必要な単位に算入することができる。この場合、上記①に記載の「本研究科が開設する科目の履修（18単位以上）」に含まれるものとする。

オ 学位論文審査体制、学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法

・審査基準

修士論文の審査に際しては、学術論文としての基本的な質を備えているかどうかを基準とする。具体的には、研究課題が明確であるかどうか、先行研究を十分に理解・咀嚼しているか、課題を追求する上での方法論が適切かどうか、研究方法及び調査方法が妥当かどうか、結論が妥当かどうか、研究が独創的で研究分野への貢献があるかどうか、という諸点が基準となる。学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、「学位論文審査基準」に規定する各基準について総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定する。

・審査体制

審査の厳格性と透明性を図るべく、次のような審査体制を整える。修士論文が提出された後、研究科委員会において論文審査のための主査（原則として指導教授）、副査を選任する。なお、審査委員は指導教授を含め3名以上とする。審査は論文の査読と口頭試問によって行う。査読及び口頭試問の内容及び結果は研究科委員会に諮られ、研究科委員会で修士論文の合否判定を行う。

・学位論文の公表方法

修士論文については、「（12）施設・設備等の整備計画」で後述する法学部・経済学部図書センターにて閲覧可能な状態とする。

・学位論文に係る評価の基準の公表方法

「（16）情報の公表」で示すとおり、既存の研究科に関する基準は本学ホームページ内で公表しており、本研究科の設置後は、同じ場所に掲載する。

カ 研究の倫理審査体制

本学では、「学習院大学における研究者の行動規範」や「学習院大学研究倫理指針」を本学ホームページ内で公表し、その指針に従って研究倫理にかかる体制を構築している。また、

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」を定め、その概要と研究費等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体制について、本学ホームページで公表している。加えて、「学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」では、研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応することを定めている。

また、研究者が知財活動へ積極的に取り組めるよう、「学習院大学発明規程」、「学習院大学成果有体物取扱規程」を、研究活動の公正性・信頼性を確保し、社会連携活動が円滑に行われるよう「学習院大学利益相反マネジメントポリシー」、「学習院大学利益相反マネジメント委員会規程」等を整備している。

このほか倫理審査体制として、【資料4：学習院大学研究倫理指針】【資料5：学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程】【資料6：学習院大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理審査及び実施に関する規程】等を整備している。

(6) 特定の課題についての研究（特定課題研究）の成果の審査を行う場合

本研究科は、専門知識、データ分析能力、課題設定と解決力、論理的思考力、創造力を備え、国際的な視野を持って様々な社会の変化に主体的且つ柔軟に対応できる専門家及びリーダーシップ層を養成することを目的としている。これらの人材は、必ずしも次世代の研究者となる者ばかりではなく、実社会において専門家やリーダーとして活躍する人材を含むため、本研究科の修了要件としては、修士論文の提出に代えて特定課題研究の成果を提出することも認める。修士論文、特定課題研究のいずれを提出するかについては、1年次の終了時点で決定する。そこで指導教授は学生に対しいずれかでの提出にすべきか学生と議論しながら助言、指導をする。

特定課題研究の審査は、研究課題が明確であるかどうか、課題を追求する上での方法論が適切かどうか、研究方法及び調査方法が妥当かどうか、研究の成果が妥当かどうか、研究に新規性があるかどうか、という諸点を基準として行う。特定課題研究の審査では、修士論文の審査とは異なり、先行研究を十分に理解・咀嚼していることや研究分野への学術的貢献があることは必ずしも求めない。しかしながら、それ以外の点においては、修士論文と同等の研究の質を求めるため、特定課題研究の提出によっても、本研究科の教育研究水準は十分確保できる。

特定課題研究の審査体制について、研究科委員会において審査のための主査（原則として指導教授）、副査を選任する。審査は査読と口頭試問によって行う。査読及び口頭試問の内容及び結果は研究科委員会に諮られ、研究科委員会で特定課題研究の可否判定を行う。

(7) 基礎となる学部との関係

国際社会科学部では、学部教育の目的として、社会科学（経済学、経営学、社会学、地域研

究、法学)の基礎知識を修得し英語で同知識を運用できる能力を涵養するべく、1年次において集中的な英語学修を通じた英語運用能力の強化を実施、2年次には比較的平易な英語による社会科学の授業を実施することにより段階的に社会科学を英語で学ぶためのステップを設けている。1・2年次の訓練を経た上で、3・4年次において社会科学の各専門分野で使われる通常の英語にて社会科学を学修している。国際社会科学部が提供する授業科目の半数以上が英語による授業であり、4年間の学びを通じて、英語で仕事ができるようになることを教育の目標にしている。

しかしながら、「(1)設置の趣旨及び必要性」にて述べたとおり、近年は分析手法の高度化と情報通信技術の発達により、緻密な分析により具体的な解を導き出すことが求められるようになってきている。最新の分析法を身に付け、英語で同分析を実施、海外の人々と協働する能力を獲得するには、指導教授による助言と導きや試行錯誤による多くの自習の繰り返しが不可欠である。本研究科は、学部教育の延長線上に高度な知識と技術を身に付ける学修の機会を提供する。なお【資料7：基礎となる学部との関係】にて示すとおり、教員の観点では、本研究科専任教員はすべて国際社会科学部の基幹教員であり、学部教育から大学院教育への学修内容の発展を円滑に実施できる。

(8) 取得可能な資格

本研究科においては、別途学芸員課程科目を履修することで、国家資格である学芸員の資格取得が可能である。なお、この資格取得は本研究科における修了要件ではない。また、資格取得のために修得した単位は、本研究科の修了要件となる単位数に算入しない。

(9) 入学者選抜の概要

本研究科では入学定員を6名とし、「(1)設置の趣旨及び必要性」にて示した入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に掲げる知識・能力や目的意識・意欲を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れる。選抜方法、選抜体制、選抜基準等の詳細は以下のとおりである。

ア 選抜方法(出願資格、出願書類)

選抜は2つの入試区分を設ける。「学内推薦入試」と「一般入試」方式であり、それぞれの定員は若干名とし、双方から3名程度、合計で6名の定員を確保する。「学内推薦入試」は国際社会科学部において優秀な成績を収めた者を対象としており、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に掲げる知識や意欲等を高いレベルで備えた人材を選抜できる。一方で「一般入試」ではのちに示す選抜基準により、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に合致する知識や意欲等を有する人材を広く外部から募集する。

設置初年度入試における「学内推薦入試」の出願資格は、次の全ての条件を満たす者とする

る。

- (1) 学習院大学国際社会科学部を卒業済み又は令和 8 年 3 月卒業(早期卒業を除く)見込みであること。
- (2) 大学院進学後に指導を受ける予定の教員から書面による推薦を得ていること。ただし、推薦する教員は国際社会科学研究科の専任教員とする。
- (3) 卒業済みの者：卒業時の通算GPAが2.5以上であること。
卒業見込みの者：4年次第1学期までの通算GPAが2.5以上であること。

加えて令和9年度入試より、国際社会科学部の3年次卒業者を対象とした「学内推薦入試」を実施予定である。これは、国際社会科学部では令和6年度入学者より3年次卒業を可能としていることによるもので、「学内推薦入試（3年次卒業者向け）」では上記出願資格の代わりとして、「早期卒業願が受理されていること」を要件とする。3年次卒業にあたっては一定以上のGPAや指定科目の修得が必要となっており、本制度によって成績がきわめて優秀な学生の入学が期待できる。

また、「一般入試」の出願資格は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法施行規則第155条第1項の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次の(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する者。
 - (ア) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は令和8年3月31日までに授与される見込みの者
 - (イ) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者
 - (ウ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者
 - (エ) 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者
 - (オ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準

ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって(エ)の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和8年3月31日までに授与される見込みの者

(カ) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者

(キ) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(ク) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(ケ) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に22歳に達する者

(3) TOEFL iBT又はIELTS Academic Moduleを受験し、スコアを提出できる者(出願時に取得後2年以内のもの:令和5年10月以降取得)。

いずれの入試区分も成績証明書や卒業証明書(卒業見込証明書)などの一般的な書類に加え、研究計画書と推薦状の提出を求める。研究計画書については、学部での学修成果、入学後の研究計画、修了後の進路について5,000字から8,000字(英語の場合は3,000語から5,000語)で記載させ、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)で求める要件を満たしているかにつき判定する。また、推薦状については、志願者の学部在籍時の実績を確認するため提出を求める。とくに一般入試においては、推薦者2名による推薦状を各1通、合計2通の提出を求め、そのうち、大学等の教育機関所属の教員による推薦状1通を含むこととしている。

イ 選抜体制と選抜基準

選抜は、書類選考、口頭試問、判定会議の3段階で実施する。すべての選抜において専任教員が担当する組織体制で臨む。

書類選考では、「経歴」「英語スコア(一般入試のみ)」「研究計画書」等を総合的に評価することとし、これにより、主に入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の「知識・技能」を確認する。

口頭試問では、1名の受験者に対して2名の面接官(専任教員)を配置する。口頭試問においては「英語(あるいは日本語)によるコミュニケーション能力」、「研究計画に関する理解と研究遂行能力」、「本研究科の方針とカリキュラムに関する理解度」などにつき審査を行う。これにより、主に入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の「思考・判断・表

現」と「関心・意欲・態度」を確認する。なお「学内推薦入試」においては、「学生の確保の見通し等を記載した書類」で示した「専門演習」や「卒業演習」等の授業を通して上記内容を確認することができるため、これをもって口頭試問に代える。

合否判定は、国際社会科学研究科委員長（初年度入試のみ国際社会科学部長）、国際社会科学専攻主任（初年度入試のみ国際社会科学科主任）、当該年度入試委員により構成される判定会議において実施する。原則として、書類選考と口頭試問双方で合格ラインを超えた場合は合格、どちらか一方が合格ラインを下回った場合は判定会議で判断、双方で合格ラインを下回った場合は不合格とする。判定会議においても入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき出願書類と口頭試問の内容を再度確認し、合否判定を行う。

ウ 社会人と留学生の受入れに関する付記

本研究科では社会人の積極的な受入れを特色とはしておらず、社会人入試も設けないが、本学の他研究科における社会人入試においては、出願資格として「大学を卒業した後、2年以上経過し、かつ出願時に実務経験が2年以上ある者」と定めている。なお、社会人かどうかに関わらず、本研究科における既修得単位の認定方針は、「（5）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」にて説明のとおりである。

また、本学の他研究科においては留学生を受け入れており、本研究科も既存の管理体制に則り留学生を受け入れる。資格要件等については受験の段階で次のとおり確認している。まず日本語能力については、原則として日本語能力試験（JLPT）のN4以上のスコアを出願時に求めており、当該試験の成績証明書の提出を通じて、日本語能力を確認している。次に経費支弁能力については、学費や生活費を支払う者の通帳のコピーを提出させるなど、支払いに十分な残高があることを確認している。そして在籍管理方法については、在留カードのコピーの提出により、在留資格が本学の在籍期間を通じて有効であることを確認するとともに、対面での在籍確認も毎月行っている。以上の手続きを本学の他研究科と同様に、本研究科においても実施する。

なお、本学には科目等履修生や研究生を受け入れる制度があり、本研究科もこれに準じて受け入れることとするが、これらの制度はあくまで希望者からの出願に応じて対応するものであり、本研究科において積極的な計画は策定していない。また、仮に出願者が発生した場合でも、他研究科の先行事例からその人数はわずかであることが見込まれるため、本研究科の教育研究活動に影響することなく、受入れが可能である。

（10）教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

本学では求める教員像や教員組織の編制方針を策定の上、ホームページで公表しており、各学部・研究科はこれらに従い教育研究実施組織を編成している。本研究科の教育研究実施組織は、社会科学を専門とする専任教員13名及び英語教育を専門とする専任教員4名の計17名にて

編成されている。その内、ほぼすべての教員が海外で学位を取得している。このように英語に堪能、また、科学研究費を恒常的に獲得するなど各専門分野において研究業績が高い専任教員を擁している。完成年度の3月31日時点（令和10年3月31日）における専任教員の年齢構成は、60歳代が8名、50歳代が3名、40歳代が6名となっており、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化の観点からも適切に配置されている。なお【資料8：学習院教職員停年規程】にて示すとおり、本学で定める停年は70歳となっている。

各専任教員の専門性を活かしつつ研究科の目的を達成すべく、「（4）教育課程の編成の考え方及び特色」で述べた4つの科目群にて教育を実施する。社会科学を専門とする専任教員は、上記の「グローバル市民社会科目群」に含まれる経済学、経営学、社会学、地域研究、法学の科目を提供しつつ「データ分析科目群」における演習科目を担当し、「研究指導科目群」にて研究論文指導を行う。英語教育を専門とする専任教員は、英語による研究成果の発信能力の向上を図る「アカデミック・スキルズ科目群」を担当する。

「研究指導科目群」にて論文指導を担当する専任教員は、当該学生が専門科目にて学修する内容につき、当該科目提供の担当教員と連絡を取りつつ有効な論文指導に役立て、当該学生の論文の執筆及び発表の技術向上に関して「アカデミック・スキルズ科目群」担当教員と連携する。尚、17名の専任教員は、主に国際社会科学部や本研究科関係者が利用する建物に研究室を有しており、日常的に意見交換がなされていることは本研究科の特色の一つである。教育と研究は表裏一体のものであることは言うまでもない。本研究科の基礎となる国際社会科学部にて、教員の研究活動を支援する学内研究費や研究成果を海外に発信するための予算、更には海外の研究者を招聘してセミナーを実施する予算を設けており、既に海外研究者との交流が活発である。本研究科の学生は、このような海外との研究交流文化に加わることになり、多大な教育効果が期待できる。また、教員側も学生との議論を通じて、更なる研究の強化が可能である。

上記のとおり、研究業績が高く国際的に活躍する専任教員が緊密に連携を取りながら、学生の指導に当たり、自らの研究も推進する点が本研究科の特色である。なお、本研究科の管理運営は主に国際社会科学部事務室が担当する。同事務室は国際社会科学部だけでなく、本研究科に関する教員の教育研究支援業務や、学生センター教務課と連携を図りつつ、本研究科に関する教務事務を行い、学生の厚生補導については学生センター学生課が行う。このように本研究科では教員と事務職員が協働し、組織的に学生をサポートする。

（11）研究の実施についての考え方、体制、取組

ア 研究の実施についての考え方、実施体制、環境整備

本学では「精深な学術の理論と応用とを研究」することを「理念・目的」のひとつとした上で、本学の良き研究環境を後退させることなく維持発展させ、教員の研究活動が学生の教育に反映されることを旨とし、研究に当たっている。また、研究倫理に対する基本的な考え方につ

いては、「（５）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で述べたとおり、研究を行う上での指針となる「学習院大学における研究者の行動規範」や「学習院大学研究倫理指針」等関連規程を整備し、本学の研究者が遵守すべき事項を定め、研究者には、常に高い倫理性が求められることを説いている。

実施体制としては、研究活動を支援する組織として学長室研究支援センターを設置している。学長室研究支援センターでは、実効性のある管理運営体制を整備するとともに、「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック」を作成し、研究者である本学教員や研究費執行事務関係者に配付することで、これらの規程や管理責任体制を周知している。

また、研究倫理教育として一般社団法人公正研究推進協会が運営する「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」を採用し、本学所属の常勤研究者のほか、本学で機関管理を行っている公的研究に関わる研究者を対象として、５年に１度の受講を義務付けている。

そのほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、各構成員がコンプライアンスの重要性を深く認識し、公平公正な職務遂行に努める意識を高めるため、毎年度１回、教職員を対象とした動画配信によるオンデマンド研修を実施し、不正を起こさせない組織風土を形成している。

環境整備としては、各学部・研究科等の主たる教育研究活動エリア（建物）に、個人研究室や共同研究室を配置している。また、５年以上勤務した教授・准教授・専任講師を対象に国内外における学術研究又は学術調査を目的とした「長期国内外研修制度」を整備している。また、海外で開催される会議・学会への参加や、海外での学術研究への参加を目的とした３か月未満の「短期海外出張制度」を整備している。さらには、教育と研究の両輪のバランスを保ちつつ、より専任教員の研究時間を確保できる制度として、令和５年度よりバイアウト制度を導入している。

イ URAの配置状況とその役割

平成29年度より、学長室研究支援センターにURA（ユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーター）１名を専門嘱託として新規採用し、科学研究費等の競争的資金の応募支援活動等の強化を始めた。令和５年度からはURA２名体制とし、研究推進業務の強化を図っている。URAは主にプレアワード業務に携わっており、科研費の応募支援だけでなく、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の応募支援も実施している。また、「（５）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で示した「人を対象とした研究倫理審査」の対応や、受託・共同研究の契約書確認、発明・知財管理に関する課員への助言、外部機関とのやり取り等も担っており、研究推進のための基盤整備に貢献している。

（12）施設・設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

都心にありながら緑豊かで落ち着いた環境を生かし、歴史的な建造物と最新鋭の施設を美しく調和させ、学生一人ひとりが充実したキャンパスライフを過ごせるよう、次のとおり整備している。

まず、校舎敷地面積や運動場用地については、【資料9：キャンパス概要、運動施設概要（校地・校舎、運動施設、教室等の面積）】のとおりで大学として必要な水準を上回っている。なお、「共用」とは同じキャンパス内に位置する学習院中・高等科、学習院幼稚園との共用を指しているが、例えば主に課外活動で共用する学習院創立百周年記念会館については、使用日時を調整しており、関係者間の活動に支障はない。

運動施設については、北グラウンド、大学体育館、卓球場、柔剣道場、硬式・軟式テニスコート、多目的コート、硬式野球場、ゴルフ練習場、大学プール、仮設アーチェリー場、馬場、弓道場、道場、トレーニングルームをキャンパス内に備え、体育の授業や学生の課外活動に十分な環境を整えている。トレーニングルームは全学生が個人単位で利用することができ、体育の授業がない大学院生にも活用されている。

建物については、バリアフリートイレ、椅子型階段昇降機、スロープ、身体障がい者用エレベーター、障がい者用控室を設置する等、誰もが安心して過ごせるキャンパスを実現している。また、部室や会議室等が入る黎明会館、ホールや和室等が入る富士見会館、食堂やコンビニエンスストア等が入る輔仁会館等、学生の課外活動や憩いの場となる拠点も整備している。これに加え、これまで大学の研究棟として使用してきた東1号館を建て替え、令和5年度より地下1階・地上14階建ての新たな学びの拠点として使用を開始した。1階にはカフェスペースやイベントスペースのほか、留学生との国際交流ができる学生ラウンジが入り、2階部分には緑に囲まれた回廊状の自習室エリアを備えている。また2～11階は図書館、12～14階は大学院生のための研究室や実験室、個人学習スペース、グループ学習スペースが入っている。

イ 校舎等施設の整備計画

① 基本的な考え方

本研究科の授業は、無線LANやプロジェクター等を利用した教員や学生間における双方向コミュニケーションを重視しており、マルチメディア機器を備え付けた教室が必要となる。具体的には南1号館や西2号館等の利用を想定しており、各教室におけるマルチメディア機器の配備状況は、専門の支援組織である「ICTサポート」のホームページ (<https://www-cc.gakushuin.ac.jp/~support/classroomlist/classroomlist.html>) から確認することができる。このように、本研究科の授業は既存施設を活用する予定だが、入学定員は6名と小規模であるため、既存の学部・研究科や本研究科の教育研究活動を圧迫することはない。その裏付けとして、令和6年度における教室の稼働状況は【資料10：教室稼働率】のとおりであり、一部の曜日時限に授業が集中しているものの、その他の曜日時限を活用することで十分に対応可能であると言える。

② 専任教員研究室

【資料11：専任教員研究室】のとおり、本研究科では専任教員全員の個室研究室を備えており、研究室は教員の研究活動にだけでなく、学生への研究指導の場としても使用する。

③ 院生研究室

【資料12：院生研究室】のとおり、現在国際社会科学部生用の自習室として使用している部屋をパーティションで2分割し、本研究科生専用の研究室を用意する。この部屋にはパーティションで区切られた机椅子を10セット、プリンターを1つ、収容定員である12人分に区切られた個人用ロッカーを1つ設置することで、効率的な研究環境を整えている。なお、机椅子を12人分ではなく10人分としているのは、同時利用人数が最大でも10人との予測によるものだが、万が一利用者が多くなった場合は隣の国際社会科学部生用自習室を開放する。国際社会科学部生用の自習室はこの他にもあるだけでなく、当該国際社会科学部生用自習室（今後その半分以上を院生研究室に改装する部屋）が、過去利用で溢れたことはない。なお、院生研究室のドアにはダイヤルロックを設置して夜間でも利用可能とすることで、利便性を向上させている。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には20か所ほど図書施設があり、大学全体の蔵書数は200万冊を超えている。中でも本研究生が主に利用する図書施設として、社会科学系の専門図書館である法学部・経済学部図書センターが挙げられる。法学部・経済学部図書センターは総面積6302.8㎡で664もの閲覧席を備え、法学・政治学・経済学・経営学・社会学といった社会科学の専門書を中心に蔵書47万冊超（うち開架資料は9万冊超）を所蔵している。学術雑誌やデータベースも充実させており、その中でも特に本研究生の利用が想定されるものが【資料13：学術雑誌とデータベース】のリストである。このリストは令和7年度現在の時点で、本研究科の基礎となる国際社会科学部が継続して購入している資料をまとめたものである。

利用に際しても専任職員をレファレンスカウンターに配置し、人的サービスにも力を入れている。専用サイト（OPAC）から所蔵資料の検索や貸出予約、購入リクエスト等ができ、平日は21時まで開館している。また、電子コンテンツを含む所蔵資料をシームレスに横断検索できる「ディスカバリーサービス」の導入や、幅広く契約しているデータベースのリストを提供する等、目的に応じた情報検索ができるよう整備を行っている。

その他、「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム（青山学院大学、國學院大學、専修大学、東洋大学、法政大学、明治大学、明治学院大学、立教大学）」や「五大学協定（成蹊大学、武蔵大学、成城大学、甲南大学）」といった他大学図書館との相互利用協定を複数結んでおり、社会科学という幅広い分野の資料を含め、協定を結んでいる他大学図書館にて利用することができる。

このように学内では冊子・電子の別を問わず豊富な資料を整備し、学外でも資料を利用することができる環境を用意しており、幅広く充実したサービスを提供している。以上から、入学定員6名の本研究科が設置された後についても、教育研究活動に支障は生じないと考えられる。

(13) 管理運営

大学院の運営は、以下の会議体で管理している。

ア 大学協議会

大学及び大学院の最終審議機関として、本学全体の連携を図り、教育研究の発展を期することを目的として、学長の諮問により下記「審議する事項」を扱っており、原則毎月1回開催している。

【構成員】

学長、副学長、研究科委員長、専門職大学院研究科長、学部長、学長室部長、大学経理部長

【審議する事項】

- ・大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則
- ・大学教育全般にわたる方針、組織、運営等に関する事項
- ・その他必要と認められた事項

イ 大学院委員会

学長の諮問により、各研究科に共通する事項について審議することを目的として、原則毎月1回開催している。

【構成員】

学長、副学長、研究科委員長、学長室部長、大学経理部長

【審議する事項】

- ・研究及び授業に関する事項
- ・学位（博士）の授与に関する事項
- ・大学院の学則及び諸規程の変更に関する事項
- ・その他大学院に関する重要事項

ウ 研究科委員会

学長が下記「審議する事項」について決定を行うに当たり審議し、意見を述べることを目的として、原則毎月2回開催している。

【構成員】

当該研究科に所属する教授、准教授、講師

【審議する事項】

- ・ 学生の入学及び課程の修了
- ・ 学位の授与
- ・ 学生の休学、退学、転学、留学等に関する事項
- ・ 入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- ・ 研究及び授業に関する事項
- ・ 学科課程及び試験に関する事項
- ・ 学生の指導及び賞罰に関する事項
- ・ 人事に関する事項
- ・ 各委員選出に関する事項
- ・ 学長の諮問事項に関する事項
- ・ その他当該研究科に関する重要事項
- ・ 学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項

全学的な管理体制は上記のとおりであり、特に各研究科における人事やカリキュラムについては当該研究科委員会にて審議することとしているため、研究科それぞれの独立性が担保されている。本研究科を新たに設置した場合は、「ウ 研究科委員会」で示した内容に則り、国際社会科学部研究科委員会を設置し、本研究科の管理運営を行う。

(14) 自己点検・評価

本学では教育研究活動の更なる発展のため、内部質保証の一環として、自己点検・評価活動に取り組んでいる。点検・評価では、公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）の定める「大学基準」に基づく「自己点検・評価」と学外の有識者から評価及び助言を受ける「外部評価」を行っている。

ア 自己点検・評価

自己点検・評価にあたっては、学長を最高責任者として、内部質保証を推進する全学的組織である内部質保証委員会を中心に実施している。自己点検・評価の実施にあたっては、各学部・研究科が学位プログラムレベルの点検・評価に取り組み、これを基に内部質保証委員会が大学レベルの自己点検・評価に取り組んでいる。

【内部質保証委員会構成員】

学長、副学長、学部長、研究科委員長、専門職大学院研究科長、図書館長、学長室部長、大学経理部長、アドミッションセンター所長、学生センター所長、キャリアセンター部長、その他内部質保証委員会が必要と認める者

【内部質保証委員会任務】

- ・学習院大学における内部質保証の推進に関する規程第5条第1項各号に規定する事項の検証
- ・自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定
- ・自己点検・評価報告書の作成
- ・内部質保証システムの適切性の点検・評価
- ・全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案
- ・認証評価の受審に関する事項
- ・その他必要な事項

学部・研究科レベルにおける具体的な施策としては、令和4年度より「大学基準確認シート」を用いた自己点検・評価を中心としてPDCAに取り組んでいる。「大学基準確認シート」は、学部・研究科単位で自己点検・評価を行うためのツールである。「大学基準確認シート」の評価項目は、大学基準協会の定める「大学基準」及び各評価項目を参考に「教育研究」「社会連携・社会貢献」「大学運営」の3つの観点から設定することで、各評価項目の妥当性を確保している。また、「大学基準確認シート」中でそれぞれの評価項目が「大学基準」のどの評価項目と関連しているのか記載することで、「大学基準確認シート」と「大学基準」の関連性を明示している。更に「大学基準確認シート」の評価にはルーブリック評価を採用することで、学部・研究科が点検・評価を実施する際の評価負担を軽減するとともに、学部・研究科による自己点検・評価の基準の均一化を図っている。

全学のPDCAのプロセスとしては、内部質保証委員会が毎年3月～4月に「大学基準確認シート」の評価項目及びルーブリックによる点検を実施している。次に、学部・研究科が内部質保証委員会の指示のもと、毎年5月～6月に「大学基準確認シート」に基づき自己点検・評価を実施し、評価結果を内部質保証委員会に報告している。内部質保証委員会は、各学部・研究科の自己点検・評価を基に全学レベルの自己点検・評価に取り組み、その結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめている。

以上のとおり、本学では内部質保証委員会が中心となり、学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組みを推進している。

イ 外部評価

外部評価にあたっては、人格識見が高く、本学の発展に関心と理解のある学外者により構成される外部評価委員会がその運営にあたり、その開催状況及び提言等を本学ホームページにて公表している。

【外部評価委員会構成員】

高等学校教職員、他大学教職員、高等教育機関と関連のある独立行政法人等の教職員、高等教育機関と関連のある独立行政法人等の教職員以外の企業、団体、自治体等に所属する者

【評価及び助言する事項】

- ・教育研究全般に関する事項
- ・内部質保証に関する事項
- ・その他学長が諮問する事項

(15) 認証評価

本学は大学基準協会を認証評価機関として選定しており、これまでに平成20年度（認定期間：平成21年4月1日～平成28年3月31日）、平成27年度（認定期間：平成28年4月1日～令和5年3月31日）、令和4年度（認定期間：令和5年4月1日～令和12年3月31日）に受審し、いずれも「大学基準」に適合しているとの認定を受けている。次回は令和11年度に受審予定である。直近の評価結果を真摯に受け止め、教育研究活動の一層の充実と改善に取り組んでいく。

(16) 情報の公表

本学では公共的な教育機関としての社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法及び同法施行規則等の定めに基づき、積極的な情報開示に努め、透明性の高い運営を行うことで教育研究活動の質的向上を図っている。具体的には本学ホームページ内に「大学の基本情報」等の項目を設け、【資料14：公開情報】のとおり情報を公開している。

(17) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では教育活動及び大学運営に必要な能力・資質の向上を図ることを目的に、FD・SDを全学的に推進する組織であるFD・SD推進委員会を中心に組織的な研修等に取り組んでいる。

【FD・SD推進委員会構成員】

副学長、学部・研究科から選出された専任教員、センター等から選出された専任教員、学長室部長、学生センター所長、学生センター部長、キャリアセンター部長

【任務】

- ・以下に規定する事項の審議及び実施

- | |
|------------------------------|
| 一 FD・SDの基本方針に関する事項 |
| 二 FD・SDに係る中期計画及び年度計画に関する事項 |
| 三 FD・SDの企画、立案及び実施並びに支援に関する事項 |
| 四 FD・SDに係る調査、資料収集及び分析に関する事項 |
| 五 その他 FD・SDに関する重要な事項 |

ア 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究

① F D・S D講演会・研修会

教育研究活動を取り巻く様々なトピックに関して必要な知識を習得するため、毎年度1回以上、教員や職員を対象として講演会や研修会を実施している。直近のテーマは以下のとおり。

- ・令和6年度F D研修会：ループリックの作成方法と活用
- ・令和5年度F D研修会：生成系AI（人工知能）が大学教育に与える影響
- ・令和4年度S D研修会：学生支援～大学生に対応するためのメンタルヘルスの基礎知識～
- ・令和4年度F D研修会：学生の学びに結びつく効果的な105分授業の方法
- ・令和4年度S D研修会：自校理解のためのワークショップ

② ティーチング・アシスタント(T A)研修

ティーチング・アシスタント(T A)においては、教員と受講生との間に立って円滑に授業運営補助を行うことや、ハラスメントを正しく理解することなど、業務を行う中で様々なことが求められる。そこで、T A業務に関する知識・技能の充実を図ることを目的として、T A業務に従事する大学院生を対象とした研修を毎年度期初に実施している。

イ 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修

① 高大連携による教職員合同研修会

大学と高等学校の関係者がそれぞれの課題を共有し、双方が高大接続に関する理解を深めるため、毎年度1回、本学教職員や連携協定を締結している高等学校関係者を対象として研修会を実施している。直近のテーマは以下のとおり。

- ・令和6年度：新入生の大学への適応を考える
- ・令和5年度：高大接続の視点から、歴史教育を俯瞰する
- ・令和4年度：デジタル社会における情報・データサイエンス教育について

② 情報セキュリティ研修

情報の窃取を狙った標的型攻撃メールの登場等、組織が置かれているセキュリティ環境がより一層厳しくなる中、教職員個人の重要情報の流出や、それに伴う学生・生徒等及び第三者への被害を防ぐため、毎年度1回、全教職員を対象としたe-ラーニングによる研修を実施し、業務を遂行するうえで留意すべき情報セキュリティ対策について理解を深めている。

③ ハラスメント防止研修

近年、法令上定義されたものだけでなく、社会情勢の中から新たに認識され始めるハラスメントが登場する等、その対象範囲が拡大する中で事案の発生を未然に防ぐため、毎年度1回、教職員あるいは学生を対象とした研修を実施し、ハラスメント防止に対する理解を深めている。

④ 職員研修

高度化・複雑化する職務に対応できる人材育成のため、職員を対象として以下の研修制度を設け、個人の能力向上に取り組んでいる。

- ・採用時職員研修：新任専任職員を対象に実施し、本学の組織運営に関する基礎知識、Microsoft Office Accessに関するスキル等を学び、入職後の振り返り等を行う。
- ・新任管理職研修：新任管理職を対象に実施し、管理職に求められる役割、考課技法、労務管理について学ぶ。
- ・考課者訓練：管理職（考課者）を対象に実施し、毎年度2回、部下の育成指導方法、考課実務を学ぶ。
- ・階層別研修：入職後3～5年程度の中堅職員・主事補・主事といった階層別に、毎年度対象となる階層を入れ替えながら実施し、職能資格に基づく資格能力を育成する。
- ・通信教育研修：専任職員のうち受講希望者を対象に、毎年度、PCや語学といった職員として業務に必要な知識・技能の習得向上及び視野の拡大を目的とし、活力増進の自己啓発を促進援助する。
- ・職員高度化支援プログラム「テーマ別研修」：
専任職員のうち受講希望者を対象に、学校経営分野、ビジネスリテラシー等アドミニストレーターとして必要とされる能力を身に付けることを目的とし、毎年度テーマを変更しながら実施する。
- ・内定者研修：翌年度採用専任職員内定者を対象に実施し、入職前にビジネスマナー等を学び、大学に関する業界研究を行う。
- ・外部団体研修：専任職員のうち受講希望者が、随時、一般社団法人日本私立大学連盟等外部団体が主催する研修会に参加する。
- ・救命講習会：教職員のうち希望者が毎年度1回、AEDを用いた心肺蘇生法等を学ぶ。

以上のほか、職員高度化支援プログラムとして、外部機関の研修に参加する場合に、一定の要件のもと、研修助成制度を設けている。